

岡垣町 保育所等保護者負担金(保育料)

令和 4 年 9 月～令和 5 年 8 月分

【月額保育料(1人目)】

単位:円

階層区分	定義	乳児(0歳)		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	令和元年10月1日から、0～2歳児クラスのお子様のうち、非課税世帯の方は保育料が無償化となりました。				令和元年10月1日から、3～5歳児クラスのお子様については保育料が無償化となりました。			
2	令和4年度 市町村民税非課税世帯 うちひとり親世帯等	令和元年10月1日から、0～2歳児クラスのお子様のうち、非課税世帯の方は保育料が無償化となりました。				令和元年10月1日から、3～5歳児クラスのお子様については保育料が無償化となりました。			
3	0円以上 48,600円未満 うちひとり親世帯等	16,500	16,300	16,500	16,300	0	0	0	0
4	48,600円以上 65,000円未満 うちひとり親世帯等	7,750	7,650	7,750	7,650	0	0	0	0
5	65,000円以上 81,000円未満 うち77,100円以下でひとり親世帯等	24,000	23,600	24,000	23,600	0	0	0	0
6	81,000円以上 97,000円未満	30,000	29,600	30,000	29,600	0	0	0	0
7	97,000円以上 133,000円未満	39,500	38,900	39,500	38,900	0	0	0	0
8	133,000円以上 169,000円未満	44,500	43,900	44,500	43,900				
9	169,000円以上 235,000円未満	56,000	55,100	56,000	55,100				
10	235,000円以上 301,000円未満	61,000	60,100	61,000	60,100				
11	301,000円以上 397,000円未満	80,000	78,800	80,000	78,800				
12	397,000円以上	104,000	102,400	84,000	82,400				

■市町村民税について

- 階層区分認定の基礎となる課税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、国税の電子申告による控除を適用する前の税額となります。
- 市町村民税の申告や書類の提出を依頼したにも関わらず連絡がないときは、協力が得られるまでの間、保育料を最高額で決定します。

■保育料の決定について

- 保育料は、4月1日現在の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わってもその年度中の保育料は変わりません。
- 保育料の算定は、4月～8月は前年度の市町村民税、9月～3月は、当年度の市町村民税で算定します。
- 町内の認可保育所は、すべて同一の保育料です。ただし施設によって別途実費負担等が必要となることがあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

■「標準時間」「短時間」の区分について

- 「標準時間」と「短時間」の区分は、支給認定により決定されます。支給認定の変更による区分の変更は、届出があった翌月から適用されます。なお、日付をさかのぼって変更することはできないため、区分に変更があるときは、すぐにこども未来課に支給認定の変更を届け出てください。

■多子世帯の負担額軽減

子どもが2人以上いる世帯は、市町村民税の課税状況により、保育料が軽減されます。

(市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)

子どもの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に数え、保育所等(※1)に通う子どもが2人目の場合は半額、3人目以降の場合は無料となります。

(市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯)

同じ世帯から2人以上保育所等(※1)に入所している子どもがいるとき、その子どもを最年長から順に数え、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※年長の子どもの年齢や就労状況により、生計を共にすると認められないときは、軽減の対象外となります。

※1 保育所等…保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育等、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育施設

■副食費(おかず代)の取り扱いについて

保育所の給食の材料にかかる費用(給食費)については、無償化後も引き続き保護者の負担となりますので、施設にお支払いください。

なお、市町村民税所得割課税額が57,699円以下(ひとり親家庭等世帯は77,100円以下)の世帯の方や、多子世帯の方は、副食費(おかず代)が無償化の対象となる場合があります。

(多子世帯の考え方)

同じ世帯の兄、姉が2人以上保育所等(※1)に入所しており、保育所に入所する子どもが3人目以降にあたる時。

■ひとり親世帯等の負担額軽減

ひとり親等世帯等(※2)で、市町村民税所得割課税額が77,100円以下に当てはまる世帯は、子どもの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。

ただし、年長の子どもの年齢や就労状況により、生計を共にすると認められないときは、軽減の対象外となります。

※2 ひとり親等世帯等…次のいずれかに当てはまる世帯

- 母子または寡婦、父子世帯
- 在宅障がい者(児)(※3)のいる世帯

※3 在宅障がい者(児)…身体障害者手帳の交付を受けた人、療育手帳の交付を受けた人、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者、精神障害者保健手帳の交付を受けた人

【延長保育料】

児童1人当たり 30分につき100円(月額最大6,000円)
(やむを得ず19時以降利用する場合は30分につき200円)

※上記の延長保育料は、岡垣町内の保育所、認定こども園(保育所部分)の料金です。町外の保育所等を利用するときは、各施設にお問い合わせください。

※延長保育の利用には、原則として事前に利用事由等の登録が必要です。

【保育料の支払いについて】

・保育料は、毎月、各家庭に納付書を郵送します。町が指定する金融機関窓口で納付してください。

・保育料は、口座振替(毎月25日)で納付できます。納め忘れのない口座振替の利用をお願いします。なお、口座振替の申し込みは、各金融機関で受け付けます。
(手続きに必要なもの)

■口座振替を希望する口座の通帳

■通帳に登録している印鑑

■身分証明書

■納付書

・中部保育所、岡垣ほしのほいくえん、おとぎのいえ保育園以外の施設は、各施設へ納付してください。詳しくは各施設にお問い合わせください。

■問い合わせ先

岡垣町こども未来課 こども未来係

☎ 093-282-1211

Email: kodomo@town.okagaki.lg.jp